

社会を明るくする講座

第74回”社会を明るくする運動”

～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

保護司による出前講座

2024年(令和6年)11月20日(水)14:30～15:20

静岡市立清水小島中学校 1年生

しづおか し しみずく ほ ご しかい
静岡市清水区保護司会
おじまちくほごしおうかい
小島地区保護司の紹介

えんどうとしやす
遠藤稔康

こぬまのぶひろ
小沼順弘

くりやまひであき
栗山英昭

いなば きみ お
稻葉喜美雄

ししばら
(宍原)

こごうち
(小河内)

ただぬま
(但沼)

おじま
(小島)

※小島地区の自治会は5つあります。
(宍原、小河内、但沼、立花、小島)。
小島地区の保護司は現在4名です。
清水区の各地域にも保護司がいて、
静岡市清水区保護司会を組織し、協力
して活動しています。葵区、駿河区や
そして全国の各地域も同様です。

しゃかい あか こうざ
社会を明るくする講座とは

しゃかい あか うんどう
社会を明るくする運動において

しづおか し しみずく ほ ご しかい しゅさい
静岡市清水区保護司会が主催して、

ちゅうがっこう ねんせい ちゅうしん ほ ご し
中学校2年生を中心に、保護司が

こうし でまえ おこな こうざ
講師となって出前で行う講座です。

講座では、ビデオや講義で以下のことを学びます。

1. 社会を明るくする運動について
2. 保護司について
3. 更生保護を支える人々

※14歳からは責任年齢となる

しゃかい あか うんどう
1. 社会を明るくする運動について

(1) “社会を明るくする運動”～犯罪や
ひこう ぼうし た なお ささ ちいき
非行を防止し、立ち直りを支える地域
のチカラ～とは

ほう むしょう しゅしょう こうせい ほ ご
法務省が主唱する、更生保護における
はんざい よ ぼうかつどう こんかい だい
る犯罪予防活動の1つで、今回で第74
かい むか がつ きょうちょうげっかん
回を迎えます。7月が強調月間です。

すべての国民が、犯罪や非行の
防止と犯罪や非行した人たちの
更生について理解を深め、
それぞれの立場において力を合わ
せ、犯罪や非行のない安全で安心
な明るい地域社会を築くための、
全国的な運動です。

(2) 地域のチカラが犯罪や非行を防ぐ
テレビや新聞では、毎日のように事
件(犯罪)のニュースが報道されていま
すが、安全で安心な暮らしはすべての
人の望みです。犯罪や非行をなくすた
めには、どうすればよいのでしょうか
か。取締りを強化して、罪を犯した人

を処罰することも必要なことです。しかし、立ち直ろうと決意した人を社会で受け入れていくことや、犯罪や非行をする人を生み出さない家庭や地域づくりをすることもまた、とても大切なことです。立ち直りを支える家庭や地域をつくる。そのためには、一部の人

たちだけでなく、**地域**のすべての人たち
たちばかか
ちいきひと
ちがそれぞれの**立場**で関わっていく**必**
立場
ひつ
よう
要があります。“社会を明るくする**運**
はんざい
ひこう
ちいき
どう
動”では、**犯罪**や**非行**のない**地域**をつ
かんが
さんか
ひとり
ひとり
くるために、一人ひとりが考え、参加
めざ
するきっかけをつくることを**目指**して
います。

(3) あなたもできることから始めよう
しゃかい あか うんどう がいとう
社会を明るくする運動”では、街頭
こうほう けいしゅつ しんぶん
広報、ポスターの掲出、新聞やテレビ
とう こうほうかつどう くわ さんか
等の広報活動に加えて、だれでも参加
もよお おこな
できるさまざま催しを行っていま
す。この講座で学んだりしたことなど
こう ザ まな はんざい ひ こう
をきっかけにして、犯罪や非行のない

あんぜん あんしん く
安全で安心な暮らしをかなえるためい
なに もと
ま何が求められているのか、そして、
じぶん なに
自分には何ができるのかを、みなさん
かんが
で考えてみましょう。

しゃかい あか うんどう
社会を明るくする運動については、
ほうむしょう くわ まな
法務省のホームページで詳しく学ぶこ
とができます。

ほ ご し

2. 保護司について

ほ ご し

2.1 保護司とは

ほ ご かんさつかん

れんけいきょうりょく

こうせい ほ ご

(1) 保護観察官と連携協力して更生保護

じっし

を実施します。

ほう む だいじん

いしょく う

ひじょうきん

(2) 法務大臣から委嘱を受けた非常勤の

こっか こうむいん

じっしつてき

みんかん

国家公務員です。実質的に民間のボラ

きゅうよ

ンティアです。給与はありません。

ほ ご し かつどう い か

(3) 保護司の活動は以下の3つです。

ほ ご かんさつ

(a) 保護観察

せいかつかんきょうちょうせい

(b) 生活環境調整

はんざい よぼうかつどう

(c) 犯罪予防活動

かくかつどう しょうさい せつめい

各活動について詳細に説明します。

(a) 保護観察

更生保護の中心となる活動で、犯罪や非行をした人に対して、更生を図るための約束ごと(遵守事項)を守るよう指導するとともに、生活上の助言や就労の援助などをを行い、その立ち直りを助けるものです。

ほ ご かん さつ じ けん たんとう
保護観察事件を担当すると、
さつたいしょうしや めんせつ おこな
察対象者との面接を行います。面接は
つき かいてい ど めんせつ ば しょ ほ ご し じ
月に2回程度で、面接場所は保護司自
たく らいほう たいしょうしゃじたく おうほう おお
宅(来訪)や対象者自宅(往訪)が多いで
さいきん こうせい ほ ご
す。最近、更生保護サポートセンター
(サポセン)や生涯学習交流館も利用で
たいしょうしゃ じょうほう
きるようになりました。対象者の情報

を外部に漏らさず、かつ保護司と対象
者の交通の利便性の良い面接場所の選
択肢が増えました。小島地区としては
サポセンよりも交流館が面接の声が外
に漏れず、駐車場やバス便数の点でも
好適だと考えます。ただし、小河内、
宍原のバスが少ないので課題です。

せいかつかんきょうちょうせい

(b) 生活環境調整

しょうねんいん けい むしょ しゅうよう ひと

少年院や刑務所に収容されている人

しゃくほうご しゃかいふつ き は

が、釈放後にスムーズに社会復帰を果

しゃくほうご きじゅうさき ちようさ

たせるよう、釈放後の帰住先の調査、

ひきうけにん

はなしあ

しゅうしょく

かくほ

引受人との話し合い、就職の確保などを

おこな ひつよう

うけいれたいせい

ととの

行い必要な受入態勢を整えるもので

す。

(c) 犯罪予防活動

犯罪や非行をした人の改善更生について地域社会の理解を求めるとともに、犯罪や非行を未然に防ぐために，“社会を明るくする運動”を通じて、犯罪予防活動を促進しています。この講座や興津駅前広報活動がそれです。

ほごし こうぎ こうぎ
保護司について講義しました。講義
だけではわかりにくいで、これから
ビデオを視聴していただきます。
タイトルは、心のリレー・第1部
ぼくか だいぶ
『僕は変わりたい！』です。法務省が
さくせい こうほうよう
作成した広報用ビデオです。

い か
以下のかい

以下のテレビビデオも紹介します。

ぜん か もの
前科者 ぜんかい

しんまい ほ ご し
新米保護司 しんまいほごし

あ が わ か よ
阿川佳代 阿川佳代

まん が
漫画

じっしゃ か
実写化

ぜん
全

わ
話

れんぞく
連續

ド ラ
マ

マです。若い女性の保護司を有村架純

えん
だい
わ
すいしきょうねん

が演じています。第1～2話は推奨年

れい
齢

さいいじょう
13歳以上(13+)

さい
12歳

せいと
の生徒は保

ご し ゃ
護者

しちょうそうだん
に視聴相談をお願いします。

ねが

以上、講義とビデオで保護司について学んできました。保護司には守秘義務があります。対象者や保護観察等の情報について地域の人々にお話することはできません。このため保護司が何をやっている人なのかわからないのだと思います。

ほごし じぶん ほか ほごし たんとう
保護司の自分も、他の保護司が担当
ほごかんさつじけん まつた
している保護観察事件について全く知
りません。保護司会では、対象者がい
るとかいないとか程度の会話はしま
す。いろんな地域の保護司が集まって
かいわ きかい ほごし あつ
会話する機会がありました。「小河内
たいしょうしゃ こごうち
ではずっと対象者がいないんです。犯

罪者がいないから小河内では保護司は
いらっしゃないじゃないですか？」と話す
と、「そうではないですよ。清水区の
別の地域の保護司さんが担当している
んですよ。」と。おそらく地元に戻ら
なかったのでしょう。

前任の保護司さんから、「担当する

かもしれない対象者が知り合いだとい
やなんだ。」と話してくれました。確
かに保護司が知り合いの対象者と面接
するのは気まずいと思います。対象者
も同じように思うだろうから、知り合
いのいない地域に住みたい気持ちは理
解できます。けれども、犯罪を犯した

ぜんかもの
前科者とはいえ、更生しようとしているのに地元に戻れないのは不幸です。

たいしょうしゃ あんしん
対象者が安心して地元に戻って幸せ

くちいき ひとびと こう
に暮らせるように、地域の人々への更

せいほご けいはつ たいせつ
生保護の啓発が大切です。

せいかつかんきょうちゅうせい
生活環境調整だけでなく、犯罪予防活

どうほごしだいじやくわり
動も保護司の大重要な役割なのです。

こうせい ほ ご かか ひと
3. 更生保護に関わる人たち

こうせい ほ ご しゃかい なか た
「更生保護」は、社会の中での立ち

なお みちび たす ふたた はんざい ひ こう
直りを導き、助け、再び犯罪や非行に

おちい ふせ しく かつどう
陥るのを防ぐ仕組みです。その活動に

ほ ご かんさつかん ほ ご し きょうりょくこようぬし
は、保護観察官、保護司や協力雇用主

ひと かか
をはじめ、たくさんの人たちが関わっています。

信じてくれる人がいること。必要と
される場所があること。

それは、更生への大きな支えとなり
ます。更生保護は、社会に暮らす人たち
が広く関わることで達成される取組
なのです。更生保護に関わる人々は
以下のとおりです。

(1) 講義やビデオに登場した人たち

(a) 保護観察官

(b) 保護司と保護司会

(c) 協力雇用主

(2) その他の更生保護に関わる人たち

(a) 保護司会連合会

(b) 更生保護施設等

こうせい ほ ご ほうじん
(c)更生保護法人

こうせい ほ ご じょせいかい こうじょ
(d)更生保護女性会(更女)

かい
(e)BBS会

こうじょ ほ ご し けんしゅう こうほうかつ
更女さんと保護司は、研修や広報活

どう いっしょ かつどう
動ではよく一緒に活動しています。

こうせい ほ ご ささ ひとびと ほうむしょう
更生保護を支える人々は、法務省の

まな
ホームページで学ぶことができます。

※14歳からは責任年齢となる
中学校1年生の年齢は、12歳と13歳です。一方、「犯罪少年」としての扱いを受ける年齢は14歳以上です。満年齢で14歳は、罪を犯すと刑事処分されます。14歳は物事の分別がつく年齢とされているためです。では、中学1年

せい つみ おか
生は罪を犯してもかまわないでしょう
こた
か？答えはダメです。

さい み まん つみ おか けい じ しょぶん
14歳未満は罪を犯しても刑事処分さ
か ほ ご しょぶん
れませんが、代わりに保護処分されま
す。拘束されることもあるのです。

お じまちゅうがっこう けい じ しょぶん
小島中学校のみなさんは、刑事処分
ねんれい さい み まん ちゅう まな
年齢の14歳未満の中1で学びます。

なに しつもん
※何か質問はありませんか？

じゅぎょうじかん

まだ授業時間があれば、

(1) ほごし　えいご
保護司を英語では？

(2) こうせい ほご
更生保護のシンボルマーク

(3) こうせい
更生ペンギン

し　ろうどく
詩の朗読

ほ ご し
(1) 保護司 (HOGOSHI) を英語では?

こたえ

答: "Volunteer probation officer"

"volunteer"は「ボランティア」、
probation officerは「保護観察官」

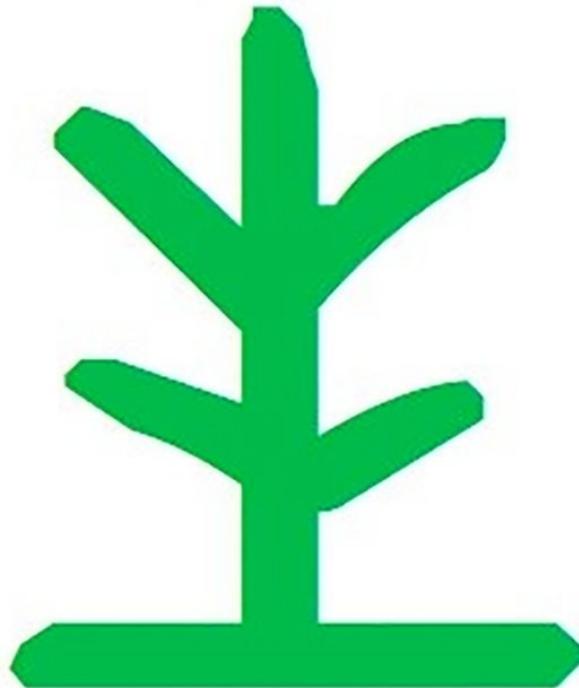
ですから、

「ボランティアの保護観察官」。

こうせい ほ ご

(2) 更生保護のシンボルマーク

人はみな、
生かされて
生きてゆく。



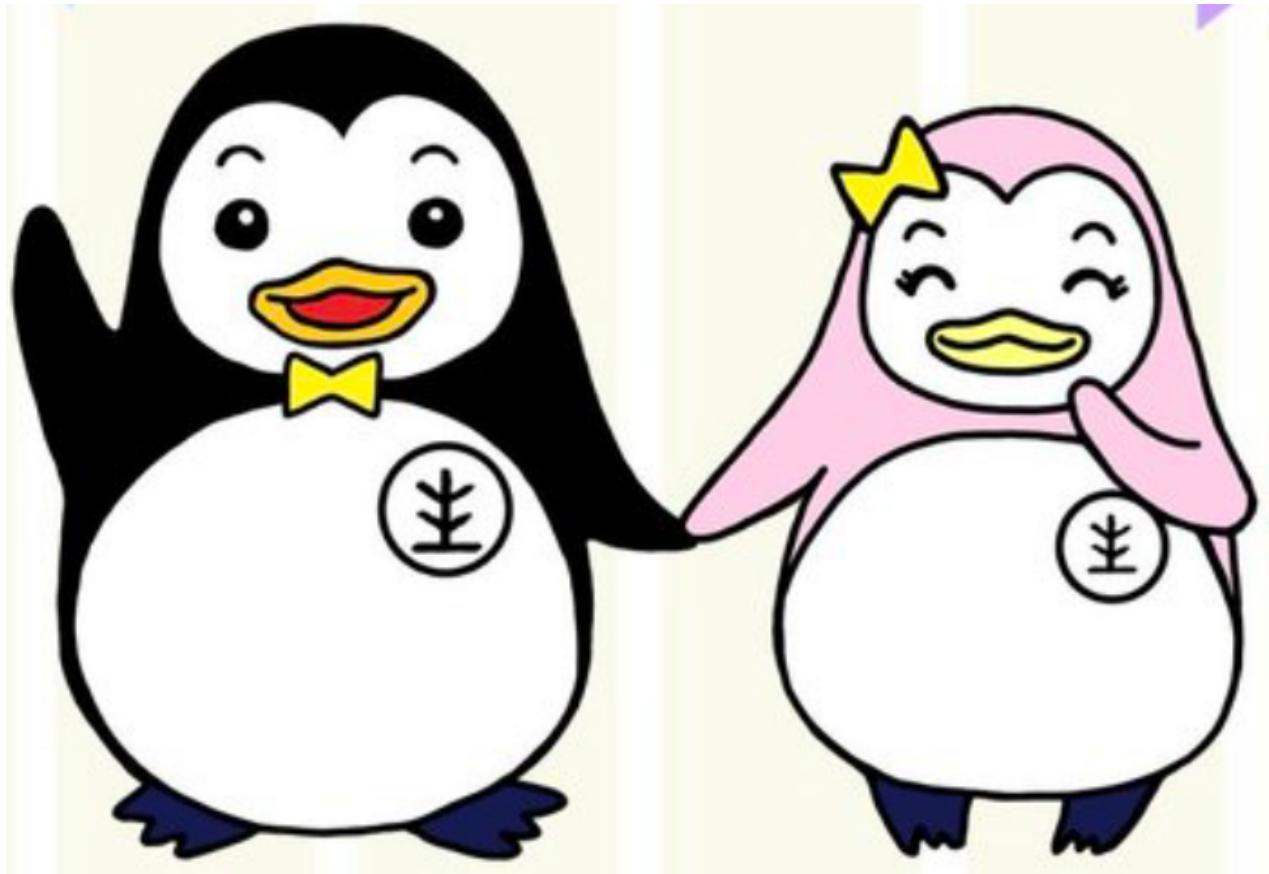
こうせい

こうせい

こうせいは、「更正」ではなく「更生」

こうせい

(3) 更生ペンギン



ひだり

保 護

左がホゴちゃん、右がサラちゃん

みぎ

更

し ろうどく
詩の朗読

やちまたしょうねんいんせいかつ ししゅう わか き うた
「八街少年院 生活詩集 若い木の詩」

(1) 母の涙
はは なみだ

(2) 練る
ね

(3) 言葉
ことば

※清水区保護司会は、社明講座で「八街少年院 生活詩集 若い木の詩」
(2000-09、児玉繁夫 編、八街市：八街少年院 出版)の朗読をします。
小島中学校での授業目的として3つの詩を使用させていただきました。